

「国道208号榎津電線共同溝PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	2	第2章	3	(4)	事業内容	ア設計業務(ア)事前調査業務に「必要に応じて現況測量」とありますが、実施した場合は設計変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	6	第3章	3		設計企業の競争参加資格要件	「設計業務に係る調整業務のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「管理技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	7	第3章	3	イ	設計企業の競争参加資格要件	「設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの実績を有する者」とありますが、受注実績は、国からの受託業務実績でも良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	18	第5章	3	(2)	第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますか？ ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになりますか？別途説明用資料を用意することができますか？	人数制限等の詳細は令和3年2月5日までに通知します。
5	入札説明書	20	第7章	1		提示資料の貸与等	貸与資料:「榎津地区電線共同溝概略設計」の 図面目録、「特殊部仮設構造物」と「推進工仮設構造物」について、同じ施工区域内で立坑を構築するのに、特殊部の山留め材が、鋼矢板Ⅲ型、推進工の山留め材が、小判型ライナープレートと違う工法が設計されていますが、何か根拠があるのでしょうか？ ご教授願います。	立坑と特殊部の掘削規模の違いにより工法の使い分けを想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	入札説明書	20	第7章	2		見積書の提出	見積書の提出は、12/18 第一次審査資料(参加表明書等)の申請の時という理解でよろしいでしょうか。 見積歩掛提出依頼書に「見積により採用した歩掛の人工等については、見積参考資料として周知する」とありますが、周知日時をご教授ください。	前段につきましてはご理解のとおりです。 後段につきましては、令和3年1月6日の競争参加資格確認結果の通知とともに行います。
7	入札説明書	20	第7章	2		見積書の提出 週休2日補正	見積歩掛の労務費については、公共工事設計労務単価で夜間補正・週休2日補正を考慮し作成するのをご教授ください。	見積歩掛の労務費については、公共工事設計労務単価で、夜間補正・週休2日補正を考慮せず作成ください。
8	入札説明書	20	第7章	2		見積書の提出	見積徴取を行った項目については、後日発注者が採用した歩掛が公表されると思います。その公表時期は何月何日を予定していますでしょうか。	No6を参照ください。
9	入札説明書	20	第7章	2		見積書の提出	各社から提出した見積りをもとに採用する歩掛等について公表日はいつになりますでしょうか。	No6を参照ください。
10	事業契約書(案) 基本協定書(案)					表紙	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答No.25によると、SPCを設立しない場合、貴局との契約相手方は代表企業単体とのことですが、代表企業単体と契約するよりも、共同企業体との契約(手続き等は代表企業が実施)とした方が事業として安定するものと思料致しますが、代表企業単体との契約とする意図をご教示ください。	事業継続性のリスク等を総合的に勘案して代表企業単体と契約することとしました。
11	事業契約書(案) 基本協定書(案)					表紙	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答No.25によると、SPCを設立しない場合、貴局との契約相手方は代表企業単体とのことですが、そうすると、代表企業から構成企業へ下請け発注を行うことになり、元請けの管理経費等、余計なコストアップが生じますので、DB案件同様に共同企業体との契約として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	事業契約書(案)	10	第2章	第23条		事業費の確定	整備工事費は工事着工予定日の30日前までに発注者に確認を確認を受けることになっていますが、仮に工事区間を年度毎に区切って工事を行う場合、年度毎に確認を受けることも可能でしょうか。	基本的には、第23条に記載のとおりですが、必要であれば発注者と協議してください。
13	事業契約書(案)	12	第30条	1項		関連事業等の調整	第三者の施工する工事の影響として、工事の遅延により事業者の行う工事の実施が遅れた場合は、第61条第1項の「発注者」の責めに帰すべき事由に該当するとの認識でよいでしょうか。	具体的には、個別事案に応じて判断することになります。
14	事業契約書(案)	13	第2章	第34条	3	要求水準の変更による措置	〔法令等の変更等〕又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用される。また、当該変更により「本施設」の引渡しの遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、「引渡予定日」を変更できる。」とありますが、地権者等の理解がどうしても得られず事業の着手が遅れる場合は、当項に該当し協議の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	具体的には、個別事案に応じて判断することになりますが、該当することになれば協議の対象とします。
15	事業契約書(案)	14	第35条	4項		臨機の措置	事業者がとった臨機の措置により生じた費用について、「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められない部分に不可抗力による費用負担は適用されると考えてよろしいでしょうか。	具体的には、個別事案に応じて判断することになります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
16	事業契約書(案)	14	第36条	1項		第三者に生じた損害	「交通渋滞」が第三者に生じた損害とされていますが、交通渋滞に巻き込まれる者は不特定多数とよく、その「損害」は無限に広がる可能性があるため、削除願えないでしょうか。 また、第三者に対して損害を負担するのは、当該第三者に対して法的に損害賠償義務が認められる場合に限りませんか。	前段につきましては原案のとおりとします。 後段につきましては、当該損害に対して事業者又は発注者が法的に損害賠償義務が認められる場合に限りません。
17	事業契約書(案)	14	第36条	3項		第三者に生じた損害	本施設の整備を行う上で避けることができない騒音又は振動に起因する周辺住民等への損害について、賠償の負担を発注者と事業者で協議するとなっておりますが、避けることができない事象について事業者負担を求めることは、どういった考え方によるものでしょうか。	事業者が通常求められる措置が取られていたか等を考慮して負担を協議するためです。
18	事業契約書(案)	20	第4章	第56条		事業者による完成検査	完成検査は、施設の完成・引渡の際に実施する。もしくは、業務毎または事業年度毎に実施されるのかご教授願います。	施設の完成・引渡の際に実施します。
19	事業契約書(案)	21	第4章	第60条		部分使用	「発注者」は、・・・「本施設」の全部又は一部を使用することができるとありますが、電線共同溝(特殊部・管路部)も部分使用に含まれるのでしょうか？ 含まれるのであれば引渡し検査等はどのようにお考えでしょうか？	前段につきましては、電線共同溝(特殊部・管路部)も部分使用に含まれます。 後段につきましては、施設の完成・引渡の際に引渡し検査を実施することを基本としますが、状況により部分引渡し等の可否について協議します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	事業契約書(案)	21	第61条	1項		本施設の引き渡しの遅延または変更に伴う措置	第1項の「この場合において、『発注者』は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」との趣旨は、発注者の責めに帰すべき事由で引渡し、引渡し予定日より遅延した場合の事業者の増加費用を負担した場合には、それ以上に第25条第1項の遅延利息を負担しないと言うだけで、この増加費用も含めた費用の支払いが遅延した場合(協議により定められた支払時期から遅延した場合)には、第25条第1項の遅延利息の支払いはなされるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	23	第4章	第63条	1	技術提案の履行	「事業者」は「本事業」の入札手続きにおいて「技術提案」を行った場合には、「事業計画書」に定める「引渡前倒予定日」又はそれ以前の日に「引渡予定日」を変更する旨を、調査・設計業務完了時に、「発注者」に対して通知するものとする。とありますが、「技術提案」を行う場合は、工期短縮を目的とした内容のみを提案するとの認識でよろしいのでしょうか？ 施工後の道路の平坦性、安全性を確保する目的の技術提案等もありますが、そういった提案は本事業の技術提案には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	第63条における技術提案は別紙2の定義のとおりとなります。後段の技術提案等も評価の対象となります。詳細は事業者選定基準を参照ください。
22	事業契約書(案)	23	第63条	3項		技術提案の履行	事業者の提案による「変更後引渡予定日」について、事業者の責により引渡しが遅延した場合、それが例え1日であろうとも、「本件工事費等」の10分の1に相当する金額の違約金、更には第25条第2項の遅延利息を支払うことになると想定されます。違約金の額が大きく、事業者の提案を大きく妨げることとなりますので、見直しを検討頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
23	事業契約書 (案)		別紙6	1		不可抗力の定義	今回のような新型コロナ(疫病)の流行も不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的には、個別事案に応じて判断することになります。
24	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)	設計業務	「その他、上記の業務を実施する上で必要は関連業務」が事業を実施の中で必要になった場合、設計変更の対象になると考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	地下埋設物(情報ボックス、水道等)の移設補償費についての詳細は公表されていますでしょうか。	歩掛公表と同日に公表します。※No.6参照
26	要求水準書	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「イ. ※1地下埋設物は、……当該地下埋設の管理者に支払いを行う」とありますが、事前協議等で移設補償費額は決定しているのでしょうか。決定しているのであれば金額をご提示いただけないでしょうか。	No.25を参照ください。
27	要求水準書	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	地下埋設物の移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとすると思いますが、その費用は当初入札額として盛り込むのでしょうか？ また、実際に当該管理者に支払う移設補償費に差異が発生した場合は、変更増減処理となるのでしょうか？	前段、後段ともにご理解のとおりです。
28	要求水準書	5	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	信号・感知器の移設は交通管理者、及び九州地方整備局と協議・調整の上決定する。とありますが、事業者には費用は発生しないとの理解でよろしいでしょうか？	協議・調整の結果のよっては、事業者の対応となる場合があるため、その場合は契約変更の対象とします。
29	要求水準書	7	第2章	1	(1)	一般事項	また事業者は、設計業務期間中に…地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。とありますが、関係機関および必要な調整とは具体的にはどのような事象が想定されますか？	要求水準書P12 4.設計業務に係る調整業務に記載のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	要求水準書(案)	8	第2章	1	(6)	設計図書の提出	「表-2 設計図書及び内容一覧表」記載の「家屋調査報告書等」は変更により実施した場合に作成すると考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	10	第2章	2	(2)	試掘調査	工事企業が設計企業から試掘を請負う場合、工事企業が配置する技術者は、工事の専任期間に含まないと認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	10	第2章	2	(2)	試掘調査	要求水準書の10ページに試掘調査の記載がありますが、見積参考資料の数量総括表(設計業務)には試掘の数量が含まれておらず、工事数量総括表(工事業務)に車道部9箇所歩道部70箇所と記載されております。試掘調査は設計業務と工事業務のどちらに含まれるかご教授下さい。	設計業務となります。
33	要求水準書	11	第2章	3	(1)	基本的な考え方	イ 終点部においては、既設の酒見地区電線共同溝と接続する計画とする事とありますが、起点側の将来接続計画についてご教授下さい。	現時点将来接続計画は未定です。
34	要求水準書(案)	11	第2章	3	(1)	基本的な考え方	詳細設計業務に、支障移設の詳細設計は含まれるのでしょうか？更に、支障移転設計は、占用企業へ再委託することが認められるのでしょうか。	含まれません。占用企業への依頼となります。
35	要求水準書(案)	13	第2章	4	(4)	占用業者等との電線共同溝との協議	情報ボックス支障移設に伴う、「情報ボックス詳細設計」、「光ケーブル経路詳細設計」において、ケーブル占有者との協議も必要と思われます。占用業者をご教示下さい。また、国道所有ケーブル以外のケーブル入線は各占有者が実施すると考えて宜しいでしょうか？	既存資料では入線は道路管理者(国道所有)ケーブルのみです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
36	要求水準書	17	第3章	1	(7)	中間技術検査	九州地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施するとありますが、検査合格した部分については、部分完成との理解でよろしいでしょうか？	完成は完成検査及び完成(引渡)検査を受けた後になります。従って、部分完成とはなりません。
37	要求水準書	17	第3章	2		工事業務(特記事項)	見積参考資料の工事数量総括表の工種には「電線共同溝工」の記載がありますが、要求水準書の工事業務(特記事項)には電線共同溝工に関する記載がありません、別途公開されるとの理解で宜しいでしょうか。また理解が正しい場合、公開時期をご教授下さい。	要求水準書、工事数量総括表ともに、記載のとおりです。
38	要求水準書	18	第3章	2	(1)	施工条件 (工)公害関係	工事に伴う公害防止については、特段考慮していないとありますが、現場状況等により家屋調査や騒音防止等の必要性が発生したら、設計変更の対象として協議して頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	18	第3章	2	(1)	施工条件	(オ)安全対策関係に交通誘導員警備員Bのみが計上されておりますが、警察及び県公安委員会等との協議により、交通誘導警備員Aの配置が発生した場合、設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
40	要求水準書(案)	19	第3章	2	(1)	施工条件	<p>①:「薬液注入工法の施工予定はない」とありますが、その下部に仕様が記載されています。施工予定はあると解釈して宜しいでしょうか？</p> <p>②:①の薬液注入は、水路下部推進工の薬液注入でしょうか？</p> <p>③:②の場合、上部からの施工は改良帯の構築が困難と思われるので、水平薬注でしょうか？</p> <p>④:②が水路下部推進工の薬液注入工でない場合、水路下部の地盤改良工法は、何の工法で概略設計を行っているのでしょうか？</p> <p>⑤:④の地盤改良では推進工の安定の他、水路の安定も確認済みということで宜しいでしょうか？</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②④につきましては、推進縦断図のハッチング範囲を想定しています。</p> <p>③につきましては、ご理解のとおりです。</p> <p>⑤につきましては、概略設計より想定です。</p>
41	要求水準書	19	第3章	2	(1)	薬液注入関係	<p>薬液注入工法の施工予定はないとありますが、薬液注入工法はあるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	NO.40を参照ください。
42	要求水準書	28	第3章	2	(13)	施工管理一般	<p>イ 建設現場の遠隔臨場(イ)d.費用について、「本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上する。なお、事業者から試行可能な回答が得られた後、変更契約にて計上するものとする。」とありますが、当費用は今回の入札金額に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	29	第3章	2	(13)	施工管理一般	<p>エ 品質証明の提出について、品質証明員は工事企業に所属する者から配置するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	36	第3章	3	(4)	地元に対する工事説明	<p>施工前・後の事業損失調査(家屋調査等)対象家屋は無しと考え、事前工事説明等により必要となる場合は設計変更対象として協議して頂けると考えて宜しいですか。</p>	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
45	要求水準書	80	資料8			貸与資料一覧	貸与資料のうち測量図は落札者のみに貸与されるとありますが、3次元レーザー測量の測量成果及び測量結果の電子データについても貸与対象と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書(案)	21	第3章	2	(4)	推進工	推進工の工法選定については、詳細設計時に検討を行い、協議の上で、設計変更の対象になると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書(案)	21	第3章	2	(5)	コンクリート工	本事業での施工想定内容をご教示願います。	推進工、道路照明設備工、付属物工、情報ボックス工を想定しています。
48	要求水準書(案)	25	第3章	2	(10)	情報ボックス工	本事業は電線共同溝等の整備と理解しておりますが、電線共同溝工事の記載がございません。別途公示されるとの理解で宜しいでしょうか？	No37を参照ください。
49	様式集及び記載要領	4	2			事業スケジュール表(F-2)	枚数制限が1枚となっておりますが、様式F-2の注)1には、「年度毎に1枚ずつ作成」とあります。施設整備期間に応じて必要な枚数を作成することでよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	様式集及び記載要領	5	4	(2)	イ	(イ)提案書	提案書には、「(ア)第二次審査提出書」に含める様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③も含めると考えてよろしいですか。	様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③は入札書としてのみ提出してください。したがって、様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③は、提案書には含まれません。
51	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(ウ)その他	CD-Rで提出する提案書は、Excel様式以外にはPDFデータでもよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
52	様式集及び記載要領	6	4	(2)	(イ)	提案書	使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とのことですが、図表に関してはその限りでないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、見やすさに配慮してください。
53	様式集及び記載要領	様式B-2				リスク管理・対応	リスク管理・対応の枚数制限は1枚となっていますが、様式に示されている保険の表を付保する保険の数に応じて追加すると、表のみで1枚を使ってしまいます。様式には付保する保険の一覧表を記載し、保険の詳細については別紙として添付してもよろしいでしょうか。	様式には付保する保険の一覧表を記載し、保険の詳細については別紙として添付してください。ただし、別紙は可能な限り簡潔にまとめてください。
54	様式集及び記載要領		様式	B-4	⑥	入札時工事費内訳書	記載されている内容・数量が「見積参考資料(工事数量総括表)」と合致いたしませんかどどちらが正しいのでしょうか。	「見積参考資料(工事数量総括表)」が正となります。
55	様式集及び記載要領	22	1	2)	(様式2-8)	添付資料提出確認書	添付書類のうち、Ⅲ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書について、当社が親会社の連結決算に入っている場合、親会社の連結決算の貸借対照表及び損益計算書は必要でしょうか。	親会社の連結決算の貸借対照表及び損益計算書は必要になります。
56	様式集及び記載要領	22	1	2)	(様式2-8)	添付資料提出確認書	添付書類のうち、Ⅴ 印鑑証明書、Ⅶ 法人税納税証明書、Ⅷ 消費税納税証明書について、原本もしくは写しのどちらが必要でしょうか。	原本が必要です。 なお、Ⅶ 法人税納税証明書、Ⅷ 消費税納税証明書については、Ⅷ 消費税納税証明書は写しで可とします。
57	様式集及び記載要領	22	1	2)	(様式2-8)	添付資料提出確認書	添付書類のうち、Ⅶ 法人税納税証明書、Ⅷ 消費税納税証明書について、納付税額等の証明書(その1)もしくは未納の税額がないことの証明書(その3の3)のどちらが必要でしょうか。	未納の税額がないことの証明書(その3の3)が必要となります。
58	様式集及び記載要領	22	1	2)	(様式2-8)	添付資料提出確認書	添付書類のうち、Ⅵ 使用印鑑届について、任意様式での提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
59	様式集及び記載要綱		様式2-8			添付資料提出確認書	各書類の必要部数は1部ずつとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	様式集及び記載要綱		様式2-8			添付資料提出確認書	「Ⅵ 使用印鑑届」は任意の様式でよいとの認識でよろしいでしょうか。	No58を参照ください。
61	様式集及び記載要綱		様式2-8			添付資料提出確認書	「Ⅶ 法人税納税証明書(入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年)」及び「Ⅷ 消費税納税証明書(入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年)」は、「国税通則施行規則別紙第9号書式 その3の3」を提出すればよいとの理解で宜しいでしょうか	No57を参照ください。
62	様式集及び記載要綱		様式2-8			添付資料提出確認書	Ⅶ及びⅧは同一の資料と認識しておりますが、各々1部ずつ提出の場合は、Ⅶは正本を1部、Ⅷは複写を1部提出するという理解でよろしいでしょうか。	No56を参照ください。
63	様式集及び記載要綱		様式B-4⑤-I			事業費内訳書	事業費内訳書にⅡ工事業務、2.移設補償費、2-1移設補償を計上するよう記載されていますが、移設補償費の算出根拠資料を公表下さい。	No25を参照ください。
64	様式集及び記載要綱		様式B-4⑤-I			事業費内訳書	①「設計・建設工事契約履行保証保険」、②「土木工事保険」、③「第三者賠償責任保険」の初期投資費に関する保険料は、「事業費内訳書」のどの項目に計上するのかがご教示願います。	「5.その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等/(1)保険料」に計上してください。 なお、可能な限り保険料の内訳がわかるよう、各保険の細目を設けて記載してください。
65	様式集及び記載要綱		様式B-4⑤-I			事業費内訳書	「Ⅳ その他費用 5.(1)保険料」はSPCに関する保険料と理解してよろしいでしょうか。	左記の保険料の他、履行保証保険等も含まれます。 No64も参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
66	様式集及び記載要綱		様式B-4⑤-II			事業費内訳書	「第三者賠償責任保険」の維持管理費に関する保険料は、「事業費内訳書」のどの項目に計上するのかをご教示願います。	「II その他費用/1.その他費用/(1)保険料」に計上してください。 なお、可能な限り保険料の内訳がわかるよう、各保険の細目を設けて記載してください。
67	事業者等が付す保険等	1	第1章	1	(3)	付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険について、「② 保険の契約者は、原則として事業者とし、設計企業及び工事企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ九州地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。」とありますが、契約者が事業者の場合、受取人は事業者と理解して宜しいでしょうか。	保険の契約者を設計企業及び工事企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、受取人は事業者となります。
68	事業者等が付す保険等	1	第1章	1	(3)	付保条件	履行保証保険の保険期間が7年間を超える場合、一括での履行保証保険がありません。7年を超過する期間に対しては、別途1年ごとに更新する等、保険期間を分けて対応することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
69	事業者等が付す保険等	1	第1章	1	(3)	付保条件	「設計・建設工事契約履行保証保険」について保険期間が7年を超過する場合、複数の契約に分けてご提案することは可能でしょうか。	No68を参照ください。
70	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について、「⑤保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。）」とありますが、保険会社に確認すると日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要との返答を頂いております。支払限度額を設定することは可能でしょうか。また、限度額の設定が出来ない場合は、保険加入方法についてご教示いただきますよう、お願い致します。 【保険内容】 保険金額: 1事故限度額5千万円(期間中限度額1億円)	支払限度額を設定することは可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
71	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	土木工事保険について、「保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額を設定することは可能でしょうか。 【保険内容】 保険金額:1事故限度額5千万円(期間中限度額1億円)	No70を参照ください。
72	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	土木工事保険について、「⑤ 保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)とする。」とありますが、添付1 事業契約書(案)にて「本施設の工事費」に関する用語の定義が記載されておりません。「本施設の工事費」の用語の定義についてご教示願います。	「添付6 事業費の算定及び支払い方法/第1章/2.事業費の内訳」で示す「整備工事費」になります。
73	事業者が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「⑦水災、雪災害危険担保とする」とありますが、どの程度の危険度に該当するものでしょうか。	事業者の提案によります。
74	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について『雪災』危険を担保する場合、免責を設定することは可能でしょうか。また、免責額についてご要望はありますか。	事業者の提案によります。
75	事業者等が付す保険等	2	第1章	3	(3)	付保条件	第三者賠償責任保険について、保険金額が示されておりませんが、事業者が任意に設定すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	事業者等が付す保険等	2	第2章	(3)		付保条件	第三者賠償責任保険について、保険金額が示されておりませんが、事業者が任意に設定すると理解して宜しいでしょうか。	No75を参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
77	事業者等が付す保険等	2	第1章	3	(3)	付保条件	「第三者賠償責任保険」について、保険金額の設定については身体・財物ともに共通の設定額でよろしいでしょうか。また、保険金額の設定に指定はありますでしょうか。	事業者の提案によります。 後段につきましては、No75を参照ください。
78	事業費の算定及び支払方法	1	第2章	2		支払方法の基本的事項	工期が長期に及ぶことから天候に工期が影響する部分も多いと思慮します。例えば、天候に恵まれ早期に工事が完了した場合は、引渡し及早まり施設整備費の支払いも前倒しされるとの理解でよろしいでしょうか。	工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とし、引渡日の前倒しを認めます。 なお、引渡前倒予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならないことにご留意ください。
79	事業者の算定及び支払方法	3	第2章	3			「(1)施設整備費、(2)維持管理費、(3)その他の費用」の各費用について「各事業年度支払額の合計が均等になるよう、年1回、全20回に分けて支払う。」とありますが、「様式B-4② 別表①、②、③」に記載する金額について、均等割りして端数が発生した場合は「(4)消費税等」と同様に初年度に端数を合算した金額を記載し、2年度～最終年度は同額の金額を記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	事業者の算定及び支払方法	3	第2章	3	(1)	施設整備費 ア施設費	「施設費(割賦原価)は、令和12年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等になるよう、年1回、全20回に分けて支払う。」とありますが、「元利均等返済」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	入札説明書添付6	3	第2章	3	(1) イ (イ)	基準金利	割賦手数料の基準金利として貴局が採用するLIBORが廃止された場合、新たな基準金利は貴局と事業者間で協議して定めるという理解でしょうか。その場合、金融機関等との条件変更に伴い生じる費用(弁護士費用等を含む)等は、貴局にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	金利確定日前にLIBORが廃止された場合には、合理的な範囲で負担します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	事業者の算定及び支払方法	4	第2章	3	(1)	施設整備費 イ割賦手数料 (イ)基準金利	「基準金利の料率は、金利確定日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate(T.S.R)としてelerate17143 ページに提示されている6ヶ月LIBOR ベース20年物円—円金利スワップレートを基準金利とし、」とありますが、基準金利の公表時期についてご教示願います。	別紙を参照ください。
83	事業者の算定及び支払方法	5	第3章	(3)		事業費確定に係る資料の提出	「事業費確定に係る資料を、本施設の引き渡し予定日の2年前までに、発注者に提出」とありますが、2年前の事業費確定に係る資料提出後に、変更が生じた場合はどのような対応になるのかご教示願います。	第3章/(3)に記載のとおりです。
84	事業者の算定及び支払方法	5	第4章	1		基本的考え方	「施設整備費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記2による改定を除き、原則として改定を行わない」とありますが、要求水準の変更その他により必要に応じて、協議の上、施設整備費を含む事業費を改定するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりです。
85	事業費の算定及び支払方法	5	第4章	2	イ	物価変動に基づく改定	賃金又は物価を基礎に算出とのことですが、算出に使用する指標はございますでしょうか。	現時点では使用する指標等はありません。協議により算出します。
86	事業費の算定及び支払方法	5	第4章	2	イ	物価変動に基づく改定	工期が長いことから、改定が複数回になる可能性もあると思います。この場合、複数回改定する場合も同様の方法で改定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	事業費の算定及び支払方法	5	第4章	2	エ	物価変動に基づく改定	主要な工事材料の改定において採用する指標はございますでしょうか。	現時点では使用する指標等はありません。協議により改訂します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
88	入札時積算数量 図面書	8				計画平面図(6/6)	No. 47付近の酒見地区と榎津地区の本体 管路接続は、酒見地区から架空引上げのた めに使用されている管路と榎津地区の本体 管路を接続する計画で宜しいかご教授願 います	ご理解のとおりです。
89	入札時積算数量 図面書	8				計画平面図(6/6)	現在、酒見地区電線共同溝から榎津地区へ の架空引上げのために使用されている管路 の条数と管径および管種と管路使用状況 をご教授下さい。 また、この管路は連系管路の扱いであり所 有者九州地方整備局との理解で宜しいで しょうか。	酒見地区工事完了時の使用状況は、「(下 り)Eφ200×2(使用1)、φ100×3(使用2)、 (上り)Eφ150×2(使用1)、φ100×3(使用 2)、Tφ100×1(使用0)、φ50×5(使用2)」 です。 後段は、ご理解のとおりです。
90	入札時積算数量 図面書	8				計画平面図(6/6)	工事業務の実施範囲は酒見地区電線共同 溝から来ている管路の内、空き管路のみを 榎津地区の本体管路と接続すると理解して 宜しいでしょうか。 また、この理解が正しいとした場合、使用中 管路の接続は、電線管理者が行う、ケーブ ル切替工事と並行して実施する事となると 考えますが、その際の土木工事に関わる費 用負担者は事業者となるが、今回の入札金 額には含まれず、協議による設計変更の対 象と理解して宜しいでしょうか。	電線管理者の配線要望通りの管路接続が 必要です。 後段は、ご理解のとおりです。
91	積算数量図面書	24	推進工 計画平 面図			推進工横断図	図面上の暗渠に支持杭がありますが。推進 にて撤去しても暗渠及び道路に影響はない のでしょうか。また撤去については関係部署 との協議は完了しているのでしょうか。	杭の有無含め概略設計より、想定です。詳 細設計にて検討の上、関係部署との協議等 が必要です。
92	積算数量図面書	24	推進工 計画平 面図			推進工横断図	支持杭の切断にあたり、地山強度及び止水 が必要になると思いますが、地盤改良工を 行う必要はないのでしょうか。	杭の有無含め概略設計より、想定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
93	見積参考資料	1~25 1~63	工事数量総括表・見積参考資料			地盤改良工	注入設備据付・解体が1現場とありますが、定置式での施工と考えてよろしいでしょうか。またプラント用地が確保できない際は車上プラントとして設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	車上プラントを想定しています。
94	見積参考資料	1	1			数量総括表(設計業務)	情報ボックス詳細設計について、既設撤去・復旧工範囲を含む全路線が対象と考えて宜しいでしょうか？	情報ボックス移設構造図のとおり、干渉する特殊部付近のみの撤去・復旧を想定しています。
95	見積参考資料	2	1			数量総括表(設計業務)	光ケーブル経路詳細設計について、積算数量図面書の延長と異なりますが、設計時にケーブル接続点確認後、協議の上、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	見積参考資料	2	1			数量総括表(設計業務)	関係機関打合せ協議:3機関とありますが、要求水準書では5機関となっております。5機関と考えて宜しいでしょうか？	3機関です。
97	見積参考資料	2	1			数量総括表(設計業務)	特殊部施工において仮設工が必要と考えます。仮設構造物詳細設計は協議の上、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか？	電線共同溝詳細設計の中に「仮設構造物詳細設計」を見込んでいます。
98	見積参考資料 数量総括表 (設計業務)					電線共同溝詳細設計	各部・仮設構造部設計は、管路部・特殊部・地上機器部・仮設構造物それぞれについて応力計算1ケースという条件で金額算出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	見積参考資料 (添付10)	16				プレキャストボックス	プレキャストボックス材料費の購入先の指定及び見積り時での設定材料単価はあるのでしょうか。	特別調査により価格を決定し、歩掛公表時に公表します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
100	見積参考資料 (添付10)	34				道路照明灯設置	照明用ポール、証明灯具等の指定及び見積り時での設定材料単価はあるのでしょうか。	照明灯ポールは、建設物価(積算資料)の単価、照明灯具については、整備局統一単価を採用します。
101	見積参考資料 (添付10)	60				試掘調査費	試掘調査費車道部9箇所の見積りについて9箇所を1回で行うとは考えにくいので、1箇所あたりの見積り単価の9箇所分と考えるのが妥当と思われませんが、その考え方の元に見積りを行ってもよろしいでしょうか。	記載いただいているとおりに行ってください。
102	見積参考資料	62				経費の設定	PFI事業では前払い金は無いので、一般管理費の前払い金補正の適用区分は5%以下でよろしいでしょうか？	土木工事標準積算基準書に記載のとおりです。
103	見積参考資料 数量総括表 (工事業務)				積算条件(参考資料)	週休2日補正について	④週休2日の補正設定は、補正有り(受注者希望型)と記載ありますが、労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率に補正をし、入札価格に反映させるという理解でよろしいでしょうか。 また、補正する場合、4週8休以上の条件で補正するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	見積参考資料 数量総括表 (工事業務)					日当たり施工量の補正	事務連絡(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf)によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回事業の予定価格の算出にあたっては本試行を適用していますか。適用している場合、本事務連絡に則り、入札時積算数量書の各要素で、日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供をお願い致します。	適用していません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
105	見積参考資料 数量総括表 (工事業務)			共通仮 設費	運搬費	建設機械運搬費	建設機械運搬費の運搬距離は、仮設材運搬費と同条件という理解でよろしいでしょうか。	建設機械運搬費の基地は、大川市役所、仮設材運搬費の基地は、佐賀県庁からになります。
106	見積参考資料 数量総括表 (工事業務)					⑨特別調査及び見積	資材番号1~36については、見積歩掛決定(採用)し、見積歩掛公表の際に、資材単価を公表して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	No6を参照ください。
107	見積参考資料 数量総括表 (工事監理業務)					事務用品費	事務用品費については、業務遂行上特に必要で明記のあった場合計上するという理解ですが、どのようなものを計上するのかご教授下さい。	パソコン・プリンターを想定しています。
108	見積参考資料 数量総括表 (日常点検業務)					日常点検	日常点検(道路巡回等)については、維持管理期間(令和12年4月1日~令和32年3月31日)に徒歩による目視点検を年1回実施、延べ20回実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	見積参考資料 数量総括表 (定期点検業務)					定期点検	定期点検については、維持管理期間(令和12年4月1日~令和32年3月31日)に特殊部点検を5年に1回実施、延べ4回実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	見積依頼(調整 業務)					見積歩掛の作成について	維持管理業務に関わる調整については、維持管理期間(令和12年4月1日~令和32年3月31日)に必要な協議回数・人員を想定し、見積歩掛を作成するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、想定回数など条件がありましたらご教授下さい。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
111	見積依頼(調整業務)					見積歩掛の作成について	設計業務に関わる調整、工事業務に関わる調整については、設計・工事期間(事業契約締結日～令和12年3月31日)に必要な協議回数・人員を想定し、見積歩掛を作成するという理解でよろしいでしょうか。もしくは、想定回数など条件がありましたらご教授下さい。	ご理解のとおりです。